

1 월호
2025년

다문화공생정보플라자소식

◇발행 : 히가시오사카시 다문화공생정보플라자 (매월 1 회 발행)

〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 16 階 ◇전화 06-4309-3311 / 팩스 06-4309-3823

◇<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



← 다문화공생 정보플라자 소식을 메일로 수신을 원하시는 경우 여기를 스캔해 주십시오.



외국인을 위한 1 일 상담서비스 in 히가시오사카

がいのくじん にちそうだん ひがしおおさか
外国人のための 1 日相談サービス in 東大阪

법률상담, 비자·귀화, 연금·사회보험, 시·부민세, 국민건강보험, 아동수당·아동부양수당의 상담 및 생활에 관련한 정보 제공을 다언어로 상담합니다.

※예약불요, 비밀엄수

◆일시:2025년 1월 25일(토)9:00~12:00(접수는 11:30분까지)

◆장소:히가시오사카시청 본청사 1층 다목적홀

(히가시오사카시 아라모토키타 1-1-1)

◆대응언어:일본어, 영어, 한국·조선어, 중국어, 베트남어

※상기 이외의 언어는 번역기로 대응

ほうりつそうだん き か ねんきん しゃかいほけん し ふみんぜい こくみんけんこう
法律相談、ビザ・帰化、年金・社会保険、市・府民税、国民健康
ほけん じどうであて じどうふようであて そうだんおよ じょうほう
保険、児童手当・児童扶養手当などの相談及び暮らしなどの情報
ていきょう たげんご おこな よやくふよう ひみつげんしゅ
提供を多言語で行います。※予約不要、秘密厳守

◆とき : 2025년 1월 25일(土)9시~12시(受付는 11시30분まで)

◆ところ : 東大阪市役所本庁舎1階 多目的ホール

(히가시오사카시 아라모토키타 1-1-1)

たいおうげんご にほんご えいご かんこく ちやうせんご ちやうごくご
◆対応言語 : 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム
ご じやうき いがい げんご ほんやくき たいおう
語 ※上記以外の言語は翻訳機で対応。

문의: 다문화공생정보플라자 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823

問合せ先 : 多文化共生情報プラザ

2025년도 보육시설 입소아동을 모집

れいわ ねんど ほういくしせつ にゅうしよじどう ぼしやう
令和7年度保育施設入所児童を募集

2025년도 보육시설 입소아동(0세아)을 모집합니다. 동시에 1세아~5세아의 추가선고도 접수합니다. 작년까지 신청한 분도 재신청이 필요합니다. 전원에 대해서도 같은 기간 내에 신청이 필요하므로 주의하시기 바랍니다. 그리고 시외의 보육시설에 입소를 희망하는 경우는 희망 연도마다 신청이 필요합니다. 또한 서류 부족 등으로 접수하지 못하는 경우도 있으므로 여유를 가지고 신청해 주십시오.

◆대상:2024년 4월 2일~2025년 2월 3일에 태어난 아이가 있으며 보육이 필요한 사정이 있는 분

※1세아~5세아로 신청하시는 분은 6세 미만의 미취학 아동이 있으며 보육을 필요로 하는 사정이 있는 분이 대상

◆신청:신청서와 필요서류를 1월 6일(금)~2월 7일(금)

(필착)에 우송 또는 시설이용상담과·복지사무소에 설치된 제출상자에 넣어주십시오.(시 전자신청 시스템으로도 신청 가능)

れいわ ねんど ほういくしせつ にゅうしよじどう さいじ ぼしやう どうじ
令和7年度の保育施設への入所児童(0歳児)を募集します。同時
さいじ さいじ ついかせんこう う つ さいねん もうしこ
に1歳児~5歳児の追加選考も受け付けます。昨年までに申込み
かた さいどもうしこ ひつよう てんえん
をしている方も再度申込みが必要です。転園についても
どうきかんない もうしこ ひつよう ちゅうい しがい
同期間内に申込みが必要です。ご注意ください。なお市外の
ほういくしせつ にゅうしよ きぼう ばあい きぼうねんど もうしこ
保育施設への入所を希望する場合は、希望年度ごとに申込みが
ひつよう しょうい ふそく うけつけ ばあい
必要です。また、書類の不足などにより受付できない場合もあり
ますので、余裕をもって申し込んでください。

◆対象 : 令和6年4月2日~令和7年2月3日に生まれた子どもがいて、保育を必要とする事情がある方。

※1歳児~5歳児で申し込む方は、6歳未満の未就学児がいて保育を必要とする事情のある方が対象。

◆申込 : 申込書と必要書類を 1月6日(金)~2月7日(金) (必着)に郵送または施設利用相談課・福祉事務所に設置してある提出ボックスへ投函(市電子申請システムからも可)

문의: 시설이용상담과 TEL 06-4309-3202/ FAX 06-4309-3817

問い合わせ先 : 施設利用相談課

국민건강보험·후기고령자 소득이 없어도 신고해야 합니다

こくほ こうきこうれい しょとく しんこく ひつよう
国保・後期高齢 所得がなくても申告が必要です

의료보험료는 전년도 중의 소득금액을 기준으로

결정됩니다. 2025년 1월 1일 시점에 19세 이상의 피보험자는 신고가 필요합니다. 신고하지 않은 경우는

국민건강보험료가 정확하게 계산되지 않습니다.

수입(소득)이 없는 경우도 신고가 필요합니다. 또한

확정신고나 시·부민세 신고를 한 분은 신고하실 필요가

いりやうほけんりやう ぜんねんちやう しょとくきんがく けつてい
医療保険料は前年中の所得金額をもとに決定しています。

れいわ ねん がつついたちじてん さいいじやう ひほけんしゃ しんこく ひつよう
令和7年1月1日時点で19歳以上の被保険者は申告が必要です

す。申告がない場合は国民健康保険料が正しく計算されませ

ん。収入(所得)がない場合も申告が必要です。なお、確定申告

し ふみんぜいしんこく かつ しんこく ひつよう
や市・府民税申告などをした方は申告の必要はありません。

多文化共生情報プラザだより（韓国・朝鮮語）

없습니다. 특별한 사정으로 보험료를 납부하기 곤란한 분은 반드시 상담하시기 바랍니다. 【야간・휴일 납세상담】 ◆일시: 1 월 24 일(금)17:30~19:30・25 일(토)9:00~12:00 ◆장소:시청 본청사 2 층 의료보험실 보험료과	とくべつ じじょう ほけんりょう おさ こんなん かた かなら 特別な事情により保険料を納めることが困難な方は、必ず ご相談ください。 やかん きゅうじつのうふそうだん 【夜間・休日納付相談】 にちじ がつにじゅうよっか きん にち ど ◆日時: 1月 2 4 日(金) 17:30~19:30・25日(土) 9:00~12:00 ばしょ し やくしよほんちようしや かかいりようほけんしつほけんりようか ◆場所: 市役所本庁 舎2階医療保険室保険料課
--	---

문의: 보험료과 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807	といあわ さき ほけんりようか 問合せ先: 保険料課
--	-------------------------------

시민세・부민세・산림환경세 제 4 기분 납세기한은 1 월 31 일 しみんぜい ふみんぜい しんりんかんきょうぜい きふんのうきげん がつ にち 市民税・府民税・森林環境税 第4期分納期限は 1月31日	
---	--

시민세・부민세・산림환경세는 납세 기한까지 시세취급 금융기관이나 우체국, 편의점(바코드 인쇄가 있는 용지에 한함)에서 납부해 주십시오. 납부가 곤란한 분을 대상으로 휴일・야간납부상담을 실행합니다. 【창구에서 상담】 ◆일시・장소: 1 월 25 일(토) 9:00~12:00 시청 본청사 3 층 납세과 ◆필요서류: 납부통지서 본인확인서류 【전화로 상담】 ◆일시: 1 월 23 일(목)17:30~20:00・ 1 월 25 일(토)9:00~12:00/13:00~16:00	しみんぜい ふみんぜい しんりんかんきょうぜい のうきげん しぜいとりあつかいきんゆう 市民税・府民税・森林環境税は、納期限までに市税取扱金融 きかん ゆうびんきょく たいしやう きゅうじつ やかんのうふそうだん おこな 機関や郵便局、コンビニエンスストア(バーコード印字があるも のに限る)で納めてください。 のうふ こんなん かた たいしやう きゅうじつ やかんのうふそうだん おこな 納付が困難な方を対象に休日・夜間納付相談を行います。 まどぐち そうだん 【窓口での相談】 にちじ ばしょ がつ にち ど し やくしよほんちようしや かいのうぜいか ◆日時・場所: 1月25日(土) 市役所本庁 舎3階納税課 ひつようしよるい のうぜいつうちしよほんにんかくにんしよるい ◆必要書類: 納税通知書、本人確認書類 でんわ そうだん 【電話での相談】 にちじ がつ にち もく ◆日時: 1月23日(木)17:30~20:00・ 1月25日(土)9:00~12:00/13:00~16:00
--	--

문의: 납세과 TEL 06-4309-3148 / FAX 06-4309-3808	といあわ さき のうぜいか 問合せ先: 納税課
---	----------------------------

2024 년분의 확정신고 れいいわ ねんぶん かくていしんこく 令和6年分の確定申告	
---	--

세무서의 확정신고 회장의 개설일은 2 월 17 일(월) 부터 입니다. 확정신고 회장에는 입장 정리권 (사전예약제)이 필요합니다. ◆예약방법:전화 또는 2 월 7 일(금)부터 국세청의 LINE 공식 계정에서 예약 ※세무서에는 주차장이 없습니다. 또한 자전거 주차장이 좁으므로 공공교통기관을 이용해 주십시오.	ぜいむしよ かくていしんこくかいじょう かいせつび がつ にち げつ かくてい 税務署の確定申告会場の開設日は 2月17日(月)からです。確定 しんこくかいじょう にゅうじょう にゅうじょうせいりけん じぜんまやくせい ひつよう 申告会場への入場には入場整理券(事前予約制)が必要です。 よやくほうほう でんわ がつなのか きん こくぜいちやう こうしき ◆予約方法: 電話または 2月7日(金)から国税庁の LINE公式ア カウントで※税務署には駐車場がありません。また駐輪場 は狭いため、公共交通機関をご利用ください。
--	--

문의: 히가시오사카 세무서 TEL 06-6724-0001	といあわ さき ひがしおおさかぜいむしよ 問合せ先: 東大阪税務署
---------------------------------	--------------------------------------

자전거용 헬멧 보조금 신청 じてんしゃよう ほじょきんしんせい 自転車用ヘルメット補助金申請	
---	--

2023 년 4 월 1 일 이후에 자전거용 헬멧을 구입한 시내에 거주하는 분을 대상으로 구입비용의 반액(최대 2000 엔)을 조성하는 제도를 실시하고 있습니다. ◆신청기한: 2 월 28 일(금)까지 ◆필요서류:본인 확인 서류(헬멧 사용자가 미성년인 경우는 보호자의 본인 확인 서류도 필요), 영수증이나 지출 증빙용 영수증(인터넷 쇼핑의 경우는 구입 이력의 스크린샷 등도 가능), SG 마크 등 헬멧의 안전 규격을 확인할 수 있는 것(헬멧사진, 보증서, 설명서 등), 보조금 이체계좌를 확인할 수 있는 것(현금카드, 통장 복사본 등. 계좌명义的는 신청자 본인 또는 보호자 명의에 한함) ◆신청방법: 시 전자신청시스템 또는 직접 신청	れいいわ ねん がつついたちいこう じてんしゃよう こうにゆう しな 令和5年4月 1日以降に自転車用ヘルメットを購入した市内 ざいじゆう かた たいしやう こうにゆうひよう ほんかく さいだい えん じよせい 在住の方を対象に、購入費用の半額(最大2000円)を助成す る制度を実施しています。 しんせいきかん がつ にち きん ◆申請期間: 2月28日(金)まで ひつようしよるい ほんにんかくにんしよるい しようしや みせいねん ばあい ◆必要書類: 本人確認書類(ヘルメットの使用者が未成年の場合 は保護者の本人確認書類も必要)、レシートや領収書(ネッ トショッピングの場合は購入履歴のスクリーンショットなどで も可)、SG マークなどのヘルメットの安全規格が確認できるも の(ヘルメットの写真、保証書、説明書など)、補助金振込口座 が確認できるもの(キャッシュカード、通帳の写しなど。口座 名義は申請者本人または保護者名義に限る) しんせいほうほう し でんしんせい ちよくせつ ◆申請方法: 市電子申請システムまたは直接
--	--

문의: 안전조정과 TEL 06-4309-3223 / FAX 06-4309-3836	といあわ さき あんぜんちようせい 問合せ先: 安全調整課
---	----------------------------------